

募集要項を熟読し、必要書類を全て揃えて提出すること。

令和8年度 奨学生募集要綱

〒626-0041 京都府宮津市字鶴賀2054番地の1
京都北都信用金庫内 公益財団法人ほくと育英会
TEL:0772-22-5121

1. 募集人員
10名程度(各大学推薦人員2名以内)
2. 応募条件
(1) 貴大学1回生在籍中の学生で希望する者
(2) 研究意欲の旺盛にして学業優秀、原則として学費の支弁が困難な学生
(3) 京都府宮津市、京都市(但し旧京北町に限る)、福知山市、舞鶴市、綾部市、亀岡市、京丹後市、南丹市、船井郡および与謝郡に所在する高等学校(下記一覧表参照)の卒業生
3. 奨学金の額
(1) 月額 15,000円(返済不要)
(2) 特別奨学金90,000円(返済不要、6か月相当額)
 - ・ 就労に関する確認書類を提出し、京都府北部地区(宮津市、京都市(旧京北町に限る)、福知山市、舞鶴市、綾部市、亀岡市、京丹後市、南丹市、船井郡及び与謝郡)に就労すると認められる奨学生には、月額15,000円とは別に、特別奨学金を給与します。
 - ・ 就労に関する確認書類は、当会事務局へ「在学する学校の正規の最短修学期間の卒業年度の12月」に提出してください。1月に一括で直接本人に交付します。
 - ・ 令和8年度採用の奨学生から適用します。
4. 給与する期間
正規の最短修学期間
5. 申込方法
(1) 提出書類 願書はA3サイズです。大学HPからダウンロードできますが、紙を希望する方は経済支援係窓口まで受取りにお越しください。
 - ① 奨学生願書
 - ② ~~奨学生推薦書(大学長または学生部長)~~ 大学で用意します。
 - ③ 奨学生希望者ご意見書(高等学校長) 各自で卒業した高校に記入依頼すること。
 - ④ 学業成績証明書(高等学校調査書)
 - ⑤ 父母等家計を支えている者の所得(世帯の合計)が証明できるもの(コピー可)
給与所得者 → ~~所得証明書または源泉徴収票~~ 学内選考に使用するため、生計維持者(父母)の令和8年度(令和7年分)課税証明書又は非課税証明書を提出してください。(ひとり親世帯の場合はどちらかのみで可)
給与所得者以外 → ~~所得証明書または確定申告書等~~

~~(2) 申込先~~
大学経由当会事務局

~~(3) 申込期限~~
令和8年6月30日(火)までに当会事務局に必着のこと
6. 選考および決定
書類選考、面接(令和8年7月14日(火)に実施予定)を経て奨学生選考委員会において決定し、大学長(または学生部長)および本人に通知します。
7. その他
 - ・ 詳細については、「公益財団法人ほくと育英会奨学金給与規程」を参照のこと
(※個人情報取扱い) 当会事務局に提出いただきます願書等の書類は選考のためにのみ使用し、その他の目的では使用しません。なお、採用者については引続き管理書類として使用し、その他の目的では使用しません。

以上

* 対象の高等学校(順不同)

【府立高校】北桑田高等学校、亀岡高等学校、南丹高等学校、園部高等学校、農芸高等学校、須知高等学校、綾部高等学校、福知山高等学校、工業高等学校、東舞鶴高等学校、西舞鶴高等学校、大江高等学校、宮津天橋高等学校、海洋高等学校、峰山高等学校、丹後緑風高等学校、清新高等学校
【私立高校】京都共栄学園高等学校、福知山成美高等学校、福知山淑徳高等学校、京都暁星高等学校、京都聖カトリナ高等学校、日星高等学校

【申込先・申込期限】

学生支援・社会連携課 経済支援係窓口
075-724-7143 (平日8:30-17:00) shogaku@jim.kit.ac.jp
令和8年6月12日(金)17:00

公益財団法人ほくと育英会奨学金給与規程

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人ほくと育英会（以下「本会」という。）の定款第4条の規定に基づく奨学金の給与についての事項を定め、その業務の適正かつ確実な運営を図ることを目的とする。

(奨学生の資格)

第 2 条 本会の奨学金を受け得る者は、次の資格を有する者とする。

- (1) 京都北都信用金庫の事業地区のうち、京都府北部地区（宮津市、京都市（旧京北町に限る）、福知山市、舞鶴市、綾部市、亀岡市、京丹後市、南丹市、船井郡及び与謝郡）に所在する高等学校の卒業生で学校教育法に定める大学に在学する学生であつて、経済的理由により修学困難な者であること。
- (2) 研究意欲の旺盛にして、学業優秀である者。
- (3) 在学する学校長の推薦のある者。

(奨学金の額)

第 3 条 奨学金の額は、月額 15,000 円とする。

2 就労に関する確認書類を提出し、第2条第1号の京都府北部地区に就労すると認められる奨学生には、第3条第1項の奨学金とは別に、次の各号により特別奨学金を給与する。

- (1) 特別奨学金の額は、第3条第1項の奨学金の額の6か月相当額とする。
- (2) 給与期間は、第4条第1項の卒業年度とする。
- (3) 交付方法は、原則として一括で直接本人に交付する。

(給与期間)

第 4 条 奨学金の給与期間は、在学する学校の正規の最短修学期間とする。

2 就学の中途より給与するときは、残りの修学期間とする。

第2章 奨学生の採用及び奨学金の交付

(願書の提出)

第 5 条 奨学生志望者は、本会あての奨学生願書に次の書類を添え、在学学校長を経て提出しなければならない。

- (1) 在学学校長の推薦状
- (2) 履歴書
- (3) 在学証明書
- (4) 学業成績証明書

ただし、初年度学生については、第4号の書類は、卒業した高等学校の学

業成績証明書をもって代えることができる。)

(奨学生の採用決定)

第 6 条 奨学生の採用は、各事業年度の採用計画に基づき、書類選考及び面接を経て奨学生選考委員会において決定し、その結果を学校長及び本人に通知する。

2 奨学生選考委員会については、理事全員及び評議員全員で構成し、面接委員長から応募者毎の選考結果の説明を受けた後、慎重な協議により採用奨学生を決定する。

(誓約書の提出)

第 7 条 前条の通知を受けた本人は、別に定める誓約書を提出しなければならない。

(交付方法)

第 8 条 奨学金は、原則として6か月分をあわせて直接本人に交付する。ただし、特別の事情のあるときは、数か月分をあわせて交付することができる。

(奨学金受領書の提出)

第 9 条 奨学金の交付を受けた学生は、そのつど奨学金受領書を提出しなければならない。

(奨学金の休止及び停止)

第 10 条 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは、学校長の意見を徴して奨学生の給与を休止する。

2 奨学生の学業又は性行等の状況により必要があると認めるときは、奨学金の給与を停止する。

(奨学金の復活)

第 11 条 前条の規定により、奨学金の給与を休止又は停止された者が、その事由がやんで、在学学校長を経て願い出たときは、(その事由が傷病の場合は医師の診断書添付)奨学金の給与を復活する。ただし、休止又は停止されたときから2年を経過したときはこの限りでない。

(奨学金の廃止)

第 12 条 奨学生が次のいずれかに該当すると認められるときは、奨学金の給与を廃止することができる。

- (1) 傷病のため成業の見込みがないとき。
- (2) 学業成績又は性行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としなくなったとき。
- (4) 奨学金の使途が適当でないとき。
- (5) 休学が適当でないとき。
- (6) 退学したとき。
- (7) 第 15 条に定める届出義務を怠ったとき。

- (8) 在学学校で処分を受けたとき。
- (9) その他第2条第1項に定める奨学生としての資格を失ったとき。

(奨学金の減額又は辞退)

第13条 奨学生は、いつでも在学学校長を経て、奨学金の減額又は辞退を申し出ることができる。

第3章 奨学生の義務

(学業成績等の提出)

第14条 奨学生は、毎学年度末に学業成績証明書を提出しなければならない。

(届出義務)

第15条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本会に直ちに届出なければならない。

- (1) 傷病その他の事故により1か月以上欠席したとき。
- (2) 休学、復学、退学したとき。
- (3) 本人の住所、その他重要な事項に変更のあったとき。

(返 済)

第16条 奨学金については、返済の義務を課さない。

ただし、給与を受けた者から返済の申出があったときは、それを受領することができる。

- 2 第12条各号のいずれかに該当する場合において、奨学生の資格に著しく欠けると認められるときは、既に給与した奨学金の返済を求めることがある。

(実施細目)

第17条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が決定する。

(附 則)

第18条 この規程は、公益財団法人ほくと育英会の設立の登記の日から施行する。

令和8年4月1日 改正